

水俣市広告付番号案内表示システム無償提供事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 水俣市広告付番号案内表示システムの無償提供事業者を選定するため、水俣市広告付番号案内表示システム無償提供者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、無償提供事業者の選定について、別に定める募集要領及び評価基準に基づき審査及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は福祉環境部長、市民課長、財政課長、市長公室長、税務課長、環境課長、福祉課長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉環境部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 会議は、非公開とし、原則として全会員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会員は、やむを得ない理由のために会議に出席できないときは、委員長の許可を得て、当該会員が適当と認める代理者を会議に出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、水俣市福祉環境部市民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の所掌事務が完了したときに、その効力を失う。